

函館市青少年研修センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市青少年研修センター条例施行規則（平成8年函館市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、函館市青少年研修センター（以下「研修センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営の基本)

第2条 函館市青少年研修センター条例（平成7年函館市条例第56号。以下「条例」という。）第3条に規定する事業を遂行し、もって研修センターの設置の目的の実現に努めなければならない。

(運営計画)

第3条 指定管理者の管理責任者（以下「管理者」という。）は、研修センターの適正かつ能率的な運営を図るため、毎年度研修センターの運営計画を定めるものとする。

2 前項の運営計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 運営の重点
- (2) 事業の実施に関する年間計画
- (3) 火災その他の非常災害に関する措置計画の概要
- (4) その他必要と認める事項

(生活規律)

第4条 管理者は、研修センターを使用する者（以下「使用者」という。）の生活規律を定めるものとする。

2 管理者は、前項の生活規律を、研修センターに掲示する等の方法により、使用者に周知しなければならない。

(活動計画)

第5条 研修センターを使用しようとする者は、別記第1号様式に準じて指定管理者が定める計画書により条例第4条の規定による活動計画を定め、使用申請の際に指定管理者に提出しなければならない。

(使用者の範囲)

第6条 条例第4条第1号の勤労青少年とは、義務教育を終了した15歳以上30歳未満の勤労に従事しているものをいい、同号のこれに準ずるものとは義務教育を終了した15歳以上30歳未満の勤労に従事しようとするものをいう。

2 条例第4条第2号のこれらの者に準ずる者とは、高等学校、大学等への進学を目指している者および園児、保育児その他の自分のことは自分でできる幼児とする。

(使用許可の申請)

第7条 規則第3条ただし書に規定する委員会が特別な理由があると認めるときとは、教育委員会が主催または共催する事業、市内の小中学校および中学校が行う宿泊研修その他指定管理者が生涯学習推進上必要と認める事業をいう。

(使用料の後納)

第8条 規則第7条第1項のその他これらに準ずる者とは、函館市文化・スポーツ振興財団、函館市住宅都市施設公社、教育委員会が生涯学習推進上必要と認め共催または後援する営利を目的としない事業を行う団体をいう。

(使用料の減免)

第9条 規則第8条第1項各号の規定により使用料を減免するものは、次に掲げるときとする。

(1) 研修センターが主催・共催する事業、行事等に使用するとき。

(2) 教育委員会が主催・共催する障がい者を対象とする事業、行事等に使用するとき。

(3) 教育委員会生涯学習文化課が主催・共催する事業、行事等に使用するとき。

(使用の禁止行為)

第10条 使用者は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他の政治的活動

(2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための宗教教育その

他の宗教的活動

(3) 専ら営利を目的とする活動

(4) その他研修センターの設置の目的を妨げる活動

(使用時間等)

第11条 団体宿泊研修による使用に係る研修センターへの入所および研修センターからの退所は、原則として午前9時から午後4時までの間にしなければならない。ただし、規則第2条に規定する休館日の前日から当該休館日にかけて宿泊するときは、当該休館日の午前8時45分までに退所しなければならない。

2 団体宿泊研修以外により使用する場合の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。この場合において、浴室の使用は原則として認めない。

(職員の助言および指導)

第12条 研修センターの職員は、使用者に対し、研修センターでの活動について助言し、および指導することができる。

(食事)

第13条 使用者の食事は、原則として研修センターで定める献立による食事とし、その費用は、使用者の負担とする。

2 食事の数の変更は、変更しようとする食事の前の食事時間が終了する時までに行うものとし、その後の変更は認めない。

3 食事の申込は、活動計画書を提出する際に同時に行わなければならない。

(シーツ等の洗濯)

第14条 使用者は、貸与されたシーツ等を研修センターの指示により洗濯の上返却するものとし、その費用は、使用者の負担とする。

(退所の命令)

第15条 管理者は、研修センターの管理運営上適当でないと認めた者に対し、研修センターからの退所を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）
その 1（団体宿泊研修による使用）

活 動 計 画 書

使用団体名 _____

活 動 内 容				
時 間	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜
6 : 3 0				
	起床・洗面・清掃			
7 : 3 0	朝のつどい			
8 : 0 0	朝 食			
9 : 0 0	使 用 施 設	使 用 施 設	使 用 施 設	使 用 施 設
1 2 : 0 0	昼 食			
1 3 : 0 0	使 用 施 設	使 用 施 設	使 用 施 設	使 用 施 設
1 6 : 3 0	使用団体打合せ			
1 7 : 0 0	タベのつどい			
1 7 : 3 0	タ 食			
1 8 : 3 0	使用施設	使用施設	使用施設	使用施設
2 0 : 3 0	自由交歓・室長打ち合わせ			
2 1 : 4 5	就 寝 準 備			
2 2 : 0 0	消 灯 ・ 就 寝			

- 注 1 入所時の「出会いのつどい・オリエンテーション」に 3 0 分，退所時の「別れのつどい」に 2 0 分程度の時間をとってください。
- 2 活動内容は，講義「_____」，実技「_____」のように記入してください。
- 3 研修センターに指導を依頼する場合，（依）と記入してください。
- 4 入浴時間は，1 8 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分までです。
- 5 研修センター以外で活動する場合は，2 1 時 3 0 分までに帰所してください。
- 6 日程が 5 日以上にわたる場合は，次葉に記入してください。

研修センターへの依頼事項（指導依頼，使用設備・備品等）

食事の申込み書

区 分	朝 食 円	昼 食 円	夕 食 円	合 計
月 日	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食

注 食事の数に変更が生じたときは，速やかに連絡してください。

その2（団体宿泊研修以外による使用）

活 動 計 画 書

使用団体名 _____

時 間		活 動 内 容	
9：00 12：00～13：00 昼 食 13：00	使用施設		
13：00 17：00	使用施設		
17：00 17：00～18：30 夕 食 21：00	使用施設		
研修センターへの依頼事項（指導依頼， 使用設備・ 備品等）			

※ 食事の申込み

昼 食	円	食 数	食	夕 食	円	食 数	食
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

注 食事の数に変更が生じたときは，速やかに連絡してください。